

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（税効果会計に関する注記）</p> <p>第八条の十二 「略」</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>一 当該評価性引当額</p> <p>二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第一号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合における</p>	<p>（税効果会計に関する注記）</p> <p>第八条の十二 「同上」</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

るその超える部分の金額をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を記載する場合であつて、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

一 繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項

イ 繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額

ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額

ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

二 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

4|| 第二項第二号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

5|| 「略」

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 「略」

2 「略」

3 第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(流動資産の範囲)

「項を加える。」

3|| 「同上」

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 「同上」

2 「同上」

3 第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

〔一・二 略〕

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の四、第四十七条第一号の二及び第五十一条の四において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。）

〔三十二 略〕

〔条を削る。〕

第十六条の二

〔略〕

（流動資産の区分表示）

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔一十一 略〕

〔号を削る。〕

十二 〔略〕

第十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。）

〔三十二 同上〕

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第十六条の三

〔同上〕

（流動資産の区分表示）

第十七条 〔同上〕

〔一十一 同上〕

十二 繰延税金資産

十三 〔同上〕

〔2・3 略〕

第十九条 第十七条第一項第十二号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

一 四 略

五 繰延税金資産

六 略

〔条を削る。〕

第三十一条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

〔2・3 同上〕

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（投資その他の資産の範囲）

第三十一条 〔同上〕

一 四 同上

〔号を加える。〕

五 同上

第三十一条の三 繰延税金資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の四 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の三に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第三十一条の四 「略」

「条を削る。」

第四十八条の二 「略」

第四十八条の三 「略」

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

「一七 略」

「号を削る。」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

第三十一条の五 「同上」

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資
産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認
められるものについても、同様とする。

第四十八条の三 「同上」

第四十八条の四 「同上」

(流動負債の区分表示)

第四十九条 「同上」

「一七 同上」

八 繰延税金負債

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

- 十一 〔略〕
 - 十二 〔略〕
 - 十三 〔略〕
 - 十四 〔略〕
- 〔2・3 略〕

4 第一項第十一号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、繰延税金負債、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

〔条を削る。〕

- 十二 〔同上〕
 - 十三 〔同上〕
 - 十四 〔同上〕
 - 十五 〔同上〕
- 〔2・3 同上〕

4 第一項第十二号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の範囲)

第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金(第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。)及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の二 繰延税金負債のうち第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三 資産除去債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四 「略」

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四 資産除去債務のうち、第四十八条の四に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の五 「同上」

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度

当事業年度

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度

当事業年度

	(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
前払費用	×××	×××
[略]		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[略]		
繰延資産		
[略]		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
[略]		
未払法人税等	×××	×××
[略]		
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
[略]		
負債合計	×××	×××

	(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[同左]		
前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
[同左]		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[同左]		
繰延資産		
[同左]		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
[同左]		
未払法人税等	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
[同左]		
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
[同左]		
負債合計	×××	×××

純資産の部		
[略]		
負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)		
[1.・2. 略]		
様式第五号の二		
【貸借対照表】		
	(単位： 円)	
	前事業年度	当事業年度
	(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
前払費用	×××	×××
[略]		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[略]		
繰延資産		
[略]		
資産合計	×××	×××

純資産の部		
[同左]		
負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)		
[1.・2. 同左]		
様式第五号の二		
【貸借対照表】		
	(単位： 円)	
	前事業年度	当事業年度
	(平成 年 月 日)	(平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[同左]		
前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
[同左]		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
[同左]		
繰延資産		
[同左]		
資産合計	×××	×××

負債の部 [略]		負債の部 [同左]	
純資産の部 [略]		純資産の部 [同左]	
負債純資産合計	×××	負債純資産合計	×××
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[1.～6. 略]		[1.～6. 同左]	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			